

表1: 製品含有禁止物質および管理物質基準

(A) 禁止物質

No.	物質群	対象用途・部材	規制値(*1)	主な参照法令	備考	
1	鉛及び鉛化合物(*2)	樹脂材料	50ppm	・EU RoHS 指令(2011/65/EC)	・包装材料の場合、素材毎に4物質(カドミウム・鉛・水銀・六価クロム)の合計100ppmが規制値 ・樹脂材料にはインキ・塗料・ゴムを含む ・皮膚接触用途は玩具製品が対象であり、規制値は、欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に基づく溶出値とする。	
		皮膚接触用途	90ppm	・包装・包装廃棄物指令(EU)		
		上記以外	800ppm	・欧州玩具安全指令(88/378/EEC)		
2	水銀及び水銀化合物(*2)	全て	意図的添加禁止	・EU RoHS 指令(2011/65/EC) ・包装・包装廃棄物指令(EU)	・不純物は50ppmを超える含有を禁止 ・包装材料の場合、素材毎に4物質(カドミウム・鉛・水銀・六価クロム)の合計100ppmが規制値	
3	カドミウム及びカドミウム化合物(*2)	樹脂材料	5ppm	・EU RoHS 指令(2011/65/EC)	・包装材料の場合、素材毎に4物質(カドミウム・鉛・水銀・六価クロム)の合計100ppmが規制値 ・樹脂材料にはインキ・塗料・ゴムを含む	
		ほんだ	20ppm	・包装・包装廃棄物指令(EU)		
		上記以外	50ppm			
4	六価クロムおよびその化合物(*2)	全て	意図的添加禁止	・EU RoHS 指令(2011/65/EC) ・包装・包装廃棄物指令(EU)	・不純物は50ppmを超える含有を禁止 ・包装材料の場合、素材毎に4物質(カドミウム・鉛・水銀・六価クロム)の合計100ppmが規制値	
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	全て	意図的添加禁止	・EU RoHS 指令(2011/65/EC)	・不純物は50ppmを超える含有を禁止	
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	全て	意図的添加禁止	・EU RoHS 指令(2011/65/EC)	・不純物は50ppmを超える含有を禁止	
7	PCN, PCB, PCT, その他	ポリ塩化ナフタレン(PCN類)	全て	意図的添加禁止	・化審法 第一種特定化学物質	・不純物は5ppmを超える含有を禁止
		ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	全て	意図的添加禁止	・化審法 第一種特定化学物質	・不純物は成分分析による検出を禁止(0.1ppm以下)
		ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	全て	意図的添加禁止	・EU REACH 付属書17(制限物質)	・不純物は5ppmを超える含有を禁止
		ハロゲン化ジフェニルメタン類	全て	意図的添加禁止	・EU REACH 付属書17(制限物質)	・不純物は1000ppmを超える含有を禁止
		モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン, モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン, モノメチル-ジプロモ-ジフェニルメタン(DBBT)				・CAS No. 76253-60-6 ・CAS No. 81161-70-8 ・CAS No. 99688-47-8
8	アスベスト	全て	意図的添加禁止	・EU REACH 付属書17(制限物質)		
9	有機スズ化合物	三置換有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)を含む)	全て	意図的添加禁止	・EU REACH 付属書17(制限物質) ・化審法 第一種、第二種特定化学物質	・不純物はスズ換算1000ppmを超える含有を禁止
		ジブチルスズ化合物(DBT)	全て	スズ換算1000ppm	・EU REACH 付属書17(制限物質)	
		ジブチルスズ化合物(DOT)	全て	スズ換算1000ppm	・EU REACH 付属書17(制限物質)	
10	塩素化パラフィン	短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)	全て	意図的添加禁止	・EU REACH(1907/2006)、付属書17 他	・不純物は1000ppmを超える含有を禁止
		中鎖型塩素化パラフィン(MCCP)	全て	1000ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*3)	[例示物質] ・CAS No. 85535-85-9
11	アゾ色素及びアゾ染料	繊維・皮革製品	30ppm	・EU REACH 付属書17(制限物質)	・EU REACH 付属書17で引用される試験法に基づいて分解し、特定のアミンが発生するアゾ化合物とアミンそのものを禁止対象とする。 特定のアミンは「REACH 付属書17」原文を参照願います。	
12	フタル酸エステル類	1) フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP (DOP))	全て	意図的添加禁止	・EU RoHS 指令(2011/65/EC)	1) CAS No. 117-81-7
		2) フタル酸ブチルベンジル(BBP)			・EU REACH 付属書17(制限物質)	2) CAS No. 85-68-7
		3) フタル酸ジブチル(DBP)			・米国CPSIA法	3) CAS No. 84-74-2
		4) フタル酸ジイソブチル(DIBP)			・ジャパンディスプレイ自主規制(*3)	4) CAS No. 84-69-5
		5) フタル酸ジイソノニル(DINP)				5) CAS No. 28553-12-0 and 68515-48-0
		6) フタル酸ジイソデシル(DIDP)				6) CAS No. 26761-40-0 and 68515-49-1
		7) フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)				7) CAS No. 117-84-0
		8) フタル酸ジ-n-ヘキシル(DNHP)				8) CAS No. 84-75-3
		9) フタル酸ジイソペンチル				9) CAS No. 605-50-5
		10) フタル酸ジベンチル(分枝および直鎖)				10) CAS No. 84777-06-0
		11) フタル酸-n-ペンチル-イソペンチル				11) CAS No. 776297-69-9
		12) フタル酸ジアルキル(C=6~8、分枝、C7に富む)(DIHP)				12) CAS No. 71888-89-6
		13) フタル酸ジアルキル(C=7~11、分枝及び直鎖)(DHNUP)				13) CAS No. 68515-42-4
		14) フタル酸ビス(2-メトキシエチル)(DMEP)				14) CAS No. 117-82-8
		15) フタル酸ジベンチル(DPP)				15) 1CAS No. 131-18-0
		16) 1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジC6-10 アルキルエステル(0.3%以上のフタル酸ジヘキシルを含む場合) 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル、ヘキシル、オクチル混合エステル(0.3%以上のフタル酸ジヘキシルを含む場合)				16) CAS No. 68515-51-5 and 68648-93-1
		17) フタル酸ジエチル(DEP)				17) CAS No. 84-66-2
		18) フタル酸ジメチル(DMP)				18) CAS No. 131-11-3
		19) フタル酸ジウンデシル(DuDP)				19) CAS No. 3648-20-2
		20) フタル酸ジシクロヘキシル(DCHP)				20) CAS No. 84-61-7
		21) フタル酸ジイソデシル(DiHP)				21) CAS No. 68515-50-4 ・不純物、残渣は1)~21)の合計1000ppmを超える含有を禁止
13	ベンゼン	玩具製品 上記以外	意図的添加禁止 1000ppm	・EU REACH 付属書17(制限物質) ・労働安全衛生法(特定化学物質) 他	・CAS No. 71-43-2	
14	ニッケル及びその化合物	皮膚接触用途	意図的添加禁止	・EU REACH 付属書17(制限物質)	・皮膚接触用途の部品・材料について、不純物による含有は0.2μg/cm <sup>2</sup> /weekを規制値とする。	
15	塩化コバルト	シリカゲルに使用される湿度指示薬・湿度インジケータ 上記以外	意図的添加禁止 100ppm	・EU指令(67/548/EEC)他		
16	PFOSおよびその塩	コーティング材料	1ug/m <sup>2</sup>	・EUのPOPs規制に関する規則(EC/850/2004) ・EU委員会規則(EU/757/2010)	・不純物、残渣は10ppmを超える含有を禁止	
		上記以外	意図的添加禁止	・化審法 第一種特定化学物質		
17	フマル酸ジメチル(DMF)	全て	0.1ppm	・EU REACH 付属書17(制限物質)	・CAS No. 624-49-7	
18	オゾン層破壊物質	全て	意図的添加禁止	・モントリオール議定書 ・EU 規則((EC) No 2037/2000)		
19	フッ素系温室効果ガス(PFC, HFC, SF6)	全て	意図的添加禁止	・EU 規則((EC) No 842/2006)		
20	バリウム	玩具製品の皮膚接触用途	1000ppm	・欧州玩具安全指令(88/378/EEC)	・規制値は、欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に基づく溶出値とする。	
21	クロム	玩具製品の皮膚接触用途	60ppm	・欧州玩具安全指令(88/378/EEC)	・規制値は、欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に基づく溶出値とする。	
22	セレン	玩具製品の皮膚接触用途	500ppm	・欧州玩具安全指令(88/378/EEC)	・規制値は、欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に基づく溶出値とする。	
23	多環芳香族炭化水素類(PAHs)	皮膚接触用途	各1ppm かつ 27種合計で 10ppm	・ドイツGS認証制度 ・EU REACH 付属書17(制限物質)	・PAHsの27物質は以下 ナフタレン、アセナフテン、アセナフチレン、フルオレン フェナントレン、アントラセン、フルオランテン、ピレン、クリセン ベンゾ[a]アントラセン、ベンゾ[b]フルオランテン ベンゾ[k]フルオランテン、ベンゾ[j]フルオランテン インデノ[1,2,3-cd]ピレン、ジベンゾ[a,h]アントラセン ベンゾ[ghi]ペリレン、ベンゾ[a]ピレン、ベンゾ[e]ピレン ベンゾ[r,s,t]ペンタフェン、ジベンゾ[a,h]アクリジン ジベンツ[a,j]アクリジン、ジベンツ[a,e]フルオランテン ジベンツ[a,e]ピレン、ジベンツ[a,h]ピレン、ジベンツ[a,i]ピレン 7H-ジベンツ[c,g]カルバゾール、5-メチルクリセン	
24	化審法 第一種特定化学物質	全て	意図的添加禁止	・化審法 第一種特定化学物質	・特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールの不純物、残渣は5ppmを超える含有を禁止	
		・ヘキサクロロベンゼン ・アルドリル ・ディルドリン ・エンドリン ・DDT ・クロルデン類 ・パラフェニレンジアミン類 ・2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール ・トキサフェン ・マイレックス ・ケルセンまたはジコホル ・ヘキサクロロ-1,3-ブタジエン ・特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール ・ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名PFOSF) ・ベンタクロロベンゼン ・ヘキサクロロシクロヘキサン ・クロルデコン ・ヘキサプロモビフェニル ・フェノキシベンゼン類 ・ヘキサプロモシクロデカン(HBCDD) ・エンドスルファン又はベンゾエピン ・ベンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル ・デカプロモジフェニルエーテル ・短鎖塩素化パラフィン			・HBCDDの不純物、残渣は100ppmを超える含有を禁止  ・他の禁止物質と重複する物質は、厳しい規制値の方が優先されます	

表1: 製品含有禁止物質および管理物質基準

2019/4/1 (Ver.7.00)

株式会社 ジャパンディスプレイ

(A) 禁止物質(続き)

No.	物質群	対象用途・部材	規制値(*1)	主な参照法令	備考
25	放射性物質	全て	意図的添加禁止	・放射線障害防止法 ・原子炉規制法	
26	ホルムアルデヒド	全て	0.1mL/m3 (ppm) かつ300ppm	・ドイツ・化学品禁止規則(ChemVerbotsV) ・デンマーク・指令No.289	・規制値はチャンバー法 EN 717-1:2004での放出濃度で0.1mL/m3 (ppm)を超えないこと、かつ当社への納入状態(インク乾燥後等)の部品・材料に含有する場合は均質材料に対して300ppmを超えないこと。
27	N-フェニルベンゼンジアミンとスチレン、 2,4,4-トリメチルペンテンの反応物(BNST)	全て	意図的添加禁止	・ジャパンディスプレイ自主規制(*3)	・CAS No. 68921-45-9
28	フェノール-N-メチル類 o-クレゾール p-クレゾール m-クレゾール クレゾール	全て	10ppm	・Canadian Environmental Protection Act, 1999	・CAS No. 95-48-7 ・CAS No. 106-44-5 ・CAS No. 108-39-4 ・CAS No. 1319-77-3
29	ハロゲン(塩素・臭素)系化合物 ※ハロゲン(塩素・臭素)系難燃剤含む	全て	塩素又は臭素 900ppm (合計の場合 は1500ppm)	・ジャパンディスプレイ自主規制(*3)	・本項目以外に禁止物質として別に設定されている 塩素・臭素系化合物(例えば短鎖型塩素化パラフィン、 PBB、PBDE類など)は設定先の規制値を優先とする。 ・カラーフィルタの色材は適用除外とする。
30	ポリ塩化ビニル(PVC)及びその化合物	全て	塩素900ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*3)	
31	アンチモン及びアンチモン化合物	皮膚接触用途 上記以外	60ppm 700ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*3) ・欧州玩具安全指令(88/378/EEC)	・皮膚接触用途の製品は60ppmを超える含有を禁止 ・皮膚接触用途は玩具製品が対象であり、 規制値は、欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3 による試験方法に準ずる)に基づく溶出値とする。
32	ヒ素及びヒ素化合物	全て	意図的添加禁止	・ジャパンディスプレイ自主規制(*3) ・欧州玩具安全指令(88/378/EEC)	・半導体デバイス等を製造するためのドーパントは対象外 ・ハンダ中の不純物は1000ppmを超える含有を禁止 ・玩具製品の皮膚接触用途の不純物は25ppmを超える含有を禁止 規制値は、欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3 による試験方法に準ずる)に基づく溶出値とする。 ・上記以外の不純物は50ppmを超える含有を禁止
33	ベリリウム及びベリリウム化合物 酸化ベリリウム ベリリウム及びベリリウム化合物(酸化ベリリウム除く)	全て 全て	意図的添加禁止 1000ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*3)	
34	ビスフェノールA	全て	1000ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*3)	・CAS No. 80-05-7
35	天然ゴム	全て	意図的添加禁止	・ジャパンディスプレイ自主規制(*3)	
36	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	コーティング材料 上記以外	1ug/m2 意図的添加禁止	・ノルウェー製品規則(FOR-2004-06-01-922) ・ジャパンディスプレイ自主規制(*3)	・不純物、残渣はEU REACH 付属書17(制限物質)で 制限される規制値を超える含有を禁止
37	4-イソプロピルアミノジフェニルアミン	皮膚接触用途	意図的添加禁止	・ジャパンディスプレイ自主規制(*3)	・CAS No. 101-72-4
38	ノニルフェノール(NP)と ノニルフェノールエトキシレート(NPE)	繊維・革・金属・紙 の部品	意図的添加禁止	・EU REACH 付属書17(制限物質) ・ジャパンディスプレイ自主規制(*3)	[例示物質] CAS No.7311-27-5、20427-84-3、104-35-8、 27176-93-8、28679-13-2、25154-52-3、 104-40-5、37340-60-6、68412-53-3、 27177-05-5、27177-08-8、9016-45-9、 84852-15-3、27986-36-3、37251-69-7、 26523-78-4、26027-38-3、51938-25-1、 37205-87-1、68412-54-4、127087-87-0
39	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)	全て	1000ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*3)	・CAS No. 115-96-8
40	過塩素酸塩	全て	0.1ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*3) ・米国・カリフォルニア州法	[例示物質] CAS No.7601-89-0、7778-74-7、7790-98-9、7791-03-9、 10034-81-8、7791-07-3
41	EU REACH付属書XIV	REACH付属書XIVに記載される物質は、 認可されている用途以外で使用禁止(*4)		・EU REACH 付属書14	・他の禁止物質と重複する物質は、厳しい規制値の方が 優先されます
42	EU REACH付属書XVII	REACH付属書XVIIで制限される 物質・用途について使用禁止(*4)		・EU REACH 付属書17(制限物質)	・他の禁止物質と重複する物質は、厳しい規制値の方が 優先されます

- (\*1) ・各物質の含有率を算出する場合の分母は、各均質材料とします。
- (\*2) ・欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。  
ただし**一部の項目についてJDI自主での終了期限を設けています。詳細は【欧州RoHS指令の適用除外用途】を参照ください。**
- (\*3) ・人体、環境への影響が懸念されている物質であり、各企業の規制状況も考慮したうえで当社が自主的に設定する禁止物質です。  
※当社からの要求仕様書に規制値を超えた部品・材料を指定される場合は、仕様書の内容を優先します。  
※一部の物質について、当社カスタマー要求や実績などを考慮したうえで参照法令より厳しい値で設定しています。  
様々な理由により本書の規制値を超える部材を使用する場合は特別採用を検討します。  
※2013年3月31日以前に納入開始している部品・材料については認定時の禁止物質基準が適用されます。
- (\*4) EU REACH付属書XIVは右記URL参照 <https://echa.europa.eu/authorisation-list>  
EU REACH付属書XVIIは右記URL参照 <https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach>  
※URLは変更される場合があります。接続できない場合はECHA(EUROPIAN CHEMICALS AGENCY)のホームページをご確認ください。

(B) 管理物質

No.	物質群	対象用途・部材	運用(*5)	主な参照法令	備考
1	EU REACH規則 SVHC(認可対象候補物質)(*6)	全て	要報告	・EU REACH (EC) No 1907/2006	・欧州REACH規則第59条の手続きにより、 選定された認可対象候補物質 ・特定カスタマー向けの製品・部品について 製品・部品重量中1000ppmを超える含有を 禁止する場合があります
2	その他のフタル酸エステル類 (A)禁止物質のNo.12以外のフタル酸エステル類が対象	全て	要報告	—	・特定カスタマー向けの製品・部品について 1000ppmを超える含有を禁止する場合があります
3	置換ジフェニルアミン類	全て	要報告	Canadian Environmental Protection Act, 1999	・CAS No. 101-67-7、4175-37-5、10081-67-1、 15721-78-5、24925-59-5、26603-23-6、27177-41-9、 36878-20-3、68411-46-1、68442-68-2、68608-77-5、 68608-79-7、184378-08-3
4	2-(2-アミノエチルアミノ)エタノール	全て	要報告	Canadian Environmental Protection Act, 1999	・CAS No. 111-41-1
5	Proposition 65 list of chemicals (*7)	全て	要報告	California Proposition 65	・特定カスタマー向けの製品・部品について 含有を禁止する場合があります
6	Washington State's List of Chemicals of High Concern to Children (CHCC) (*8)	全て	要報告	Children's Safe Products Act	・特定カスタマー向けの製品・部品について 含有を禁止する場合があります
7	1-プロモプロパン	全て	要報告	—	・CAS No. 106-94-5
8	リン系難燃剤	全て	要報告	・SFS 2016:1067	
9	赤リン	全て	要報告	—	・特定カスタマー向けの製品・部品について 含有を禁止する場合があります
10	ビスフェノールF ビスフェノールS	全て	要報告	—	・CAS No. 620-92-8 ・CAS No. 2467-02-9、1333-16-0、80-09-1
11	揮発性有機化合物(VOC)	全て	要報告	・日本自動車工業会「車室内VOCの低減に対する 自工会自主取組みについて」	・製品・部品中に残渣成分として含有する場合は要報告とする ・VOCはホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、テトラデカン、フタル酸ジブチル、アセトアル デヒド等がある
12	コバルト及びコバルト化合物	全て	要報告	—	
13	内分泌かく乱化学物質(EDC)	全て	要報告	—	[例示物質] ・CAS No. 115-86-6、128-37-0、137-30-4、137-42-8、 137-26-8、12122-67-7、100-02-7、108-46-3、25013-16-5、 611-99-4、15087-24-8
14	IEC62474物質(*9)	全て	要報告	—	
15	リン化インジウム	全て	要報告	—	・CAS No. 22398-80-7
16	ペルフルオロアルキル物質とポリフルオロアルキル物質(PFAS)	全て	要報告	—	[例示物質] ・CAS No. 375-22-4、2706-90-3、307-24-4、375-85-9、 375-95-1、335-76-2、2058-94-8、307-55-1、72629-94-8、 375-73-5、2706-91-4、355-46-4、375-92-8、68259-12-1

- (\*5) 管理物質と禁止物質が重複する場合は、禁止物質の規制値が優先されます
- (\*6) SVHC(認可対象候補物質)は右記URL参照 <https://echa.europa.eu/candidate-list-table>
- (\*7) Proposition 65 listは右記URL参照 [http://oehha.ca.gov/prop65/prop65\\_list/Newlist.html](http://oehha.ca.gov/prop65/prop65_list/Newlist.html)
- (\*8) CHCCは右記URL参照 <http://apps.leg.wa.gov/WAG/default.aspx?cite=173-334-130>
- (\*9) IEC62474物質は右記URL参照 <http://std.iec.ch/iec62474>  
※URLは変更される場合があります。

・用語の定義  
【意図的添加】  
特定の特性、外観、性質、属性、または品質をもたらすために、意図的な添加、充填、混入、または付着により、製品を構成する部品・デバイス、またはそれらに使用される材料に物質が残存すること  
半導体デバイス等を製造するためのドーパント(Dopant)については、実質的に半導体デバイス等に極めて微量に残存している場合、「意図的添加」としては扱わない。  
【不純物】  
天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質(natural impurity)、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質  
【含有】  
物質が、意図的であるか否かを問わず、添加、充填、混入、または付着により、製品を構成する部品・デバイス、またはそれらに使用される材料に残存すること。  
加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入、または付着し残存する場合も含有として扱う。  
【禁止物質】  
規制値を超えての含有や意図的添加を禁止する物質  
【管理物質】  
含有や意図的添加をしている場合はジャパンディスプレイに報告を義務付ける物質  
法規制の改正やカスタマー要求に基づいて禁止物質になる可能性もある  
【樹脂材料】  
分子中に炭素原子を含む一般的な有機化合物であり、これにはプラスチック・インキ・塗料・ゴムが含まれる。  
※本基準(表1)と他言語に翻訳されている書面の内容に齟齬がある場合には、言語を問わず常に日本語の書面が優先されるものとします。

## 【欧州RoHS指令の適用除外用途】

適用除外コード ※和訳は参考です。英文が優先されます。		適用除外内容 ※和訳は参考です。英文が優先されます。		RoHSにおける 除外終了期限	JDIIにおける 除外終了期限
1	Mercury in single capped (compact) fluorescent lamps not exceeding (per burner): 1口金(コンパクト)蛍光灯に含まれる右記を超えない水銀(バーナーあたり)	1(a)	For general lighting purposes < 30 W: 2.5 mg 30W未満の一般照明用途: 2.5mg	~2011年12月31日: 5mg ~2012年12月31日: 3.5mg 上記以降: 2.5mg (延長審議中)	-
		1(b)	For general lighting purposes ≥ 30 W and < 50 W: 3.5 mg 30W以上50W未満の一般照明用途: 3.5mg	~2011年12月31日: 5mg 上記以降: 3.5mg (延長審議中)	-
		1(c)	For general lighting purposes ≥ 50 W and < 150 W: 5 mg 50W以上150W未満の一般照明用途: 5mg	(延長審議中)	-
		1(d)	For general lighting purposes ≥ 150 W: 15 mg 150W以上の一般照明用途: 15mg	(延長審議中)	-
		1(e)	For general lighting purposes with circular or square structural shape and tube diameter ≤ 17 mm: 7 mg 円形または四角形で直径17mm以下の一般照明用途: 7 mg	~2011年12月31日: 制限 無 上記以降: 7mg (延長審議中)	-
		1(f)	For special purposes: 5 mg 特殊用途: 5mg	(延長審議中)	-
		1(g)	For general lighting purposes < 30 W with a lifetime equal or above 20 000 h: 3.5 mg 一般照明用で寿命が20000時間以上の30W未満: 3.5mg	2017年12月31日	2016年12月31日 適用除外終了
2(a)	Mercury in double-capped linear fluorescent lamps for general lighting purposes not exceeding (per lamp): 二口金直管蛍光灯に含まれる右記を超えない水銀(ランプあたり)	2(a)(1)	Tri-band phosphor with normal lifetime and a tube diameter < 9 mm (e.g. T2): 4 mg 通常寿命の3波長で管径9mm(T2など)未満: 4mg	~2011年12月31日: 5mg 上記以降: 4mg (延長審議中)	-
		2(a)(2)	Tri-band phosphor with normal lifetime and a tube diameter ≥ 9 mm and ≤ 17 mm (e.g. T5): 3 mg 通常寿命の3波長で管径9mm(T5など)以上17mm以下: 3mg	~2011年12月31日: 5mg 上記以降: 3mg (延長審議中)	-
		2(a)(3)	Tri-band phosphor with normal lifetime and a tube diameter > 17 mm and ≤ 28 mm (e.g. T8): 3.5 mg 通常寿命の3波長で管径17mm(T8など)を超え28mm以下: 3.5mg	~2011年12月31日: 5mg 上記以降: 3.5mg (延長審議中)	-
		2(a)(4)	Tri-band phosphor with normal lifetime and a tube diameter > 28 mm (e.g. T12): 3.5 mg 通常寿命の3波長で管径28mm(T12など)を超えるもの: 3.5mg	~2012年12月31日: 5mg 上記以降: 3.5mg (延長審議中)	-
		2(a)(5)	Tri-band phosphor with long lifetime (≥ 25 000 h): 5 mg 長寿命(2500時間以上)の3波長: 5mg	~2011年12月31日: 8mg 上記以降: 5mg (延長審議中)	-
2(b)	Mercury in other fluorescent lamps not exceeding (per lamp): その他の蛍光管に含まれる右記を超えない水銀(ランプあたり)	2(b)(1)	Linear halophosphate lamps with tube > 28 mm (e.g. T10 and T12): 10 mg 直管形ハロリン酸ランプで管径28mmを超える(T10, T12など): 10mg	2012年4月13日	適用除外終了
		2(b)(2)	Non-linear halophosphate lamps (all diameters): 15 mg 直管蛍光ランプ以外のハロリン酸ランプ(全ての径): 15mg	2016年4月13日	2015年4月13日 適用除外終了
		2(b)(3)	Non-linear tri-band phosphor lamps with tube diameter > 17 mm (e.g. T9): 15mg 直管蛍光ランプ以外の3波長形蛍光ランプで管径17mmを超える(T9など): 15mg	~2011年12月31日: 制限 無 上記以降: 15mg (延長審議中)	-
		2(b)(4)	Lamps for other general lighting and special purposes (e.g. induction lamps): 15mg その他の一般照明及び特殊用途ランプ(電磁誘導灯など): 15mg	~2011年12月31日: 制限 無 上記以降: 15mg (延長審議中)	-
3	Mercury in cold cathode fluorescent lamps and external electrode fluorescent lamps (CCFL and EEFL) for special purposes not exceeding (per lamp): 特殊用途の冷陰極蛍光灯(CCFL)と外部電極蛍光灯(EEFL)に含まれる右記を超えない水銀(ランプあたり)	3(a)	Short length (≤ 500 mm): 3.5mg 短いもの(500mm以下): 3.5mg	~2011年12月31日: 制限 無 上記以降: 3.5mg (延長審議中)	-
		3(b)	Medium length (> 500 mm and ≤ 1 500 mm): 5mg 中程度のもの(500mmを超えて1500mm以下): 5mg	~2011年12月31日: 制限 無 上記以降: 5mg (延長審議中)	-
		3(c)	Long length (> 1 500 mm): 13mg 長いもの(1500mmをこえるもの): 13mg	~2011年12月31日: 制限 無 上記以降: 13mg (延長審議中)	-
		4(a)	Mercury in other low pressure discharge lamps (per lamp): 15mg その他の低圧放電ランプ中の水銀(ランプあたり): 15mg	~2011年12月31日: 制限 無 上記以降: 15mg (延長審議中)	-
4(b)	Mercury in High Pressure Sodium (vapour) lamps for general lighting purposes not exceeding (per burner) in lamps with improved colour rendering index Ra > 60: 演色評価数Ra60を超える一般照明用高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれる右	4(b)-I	P ≤ 155 W: 30mg 155W以下: 30mg	~2011年12月31日: 制限 無 上記以降: 30mg (延長審議中)	-
		4(b)-II	155 W < P ≤ 405 W: 40mg 155Wを超え405W以下: 40mg	~2011年12月31日: 制限 無 上記以降: 40mg (延長審議中)	-
		4(b)-III	P > 405 W: 40mg 405Wを超えるもの: 40mg	~2011年12月31日: 制限 無 上記以降: 40mg (延長審議中)	-
4(c)	Mercury in other High Pressure Sodium (vapour) lamps for general lighting purposes not exceeding (per burner): その他の一般照明用高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれる右記を超えない水銀(バーナーあたり)	4(c)-I	P ≤ 155 W: 25mg 155W以下: 25mg	~2011年12月31日: 制限 無 上記以降: 25mg (延長審議中)	-

## 【欧州RoHS指令の適用除外用途】

適用除外コード ※和訳は参考です。英文が優先されます。	適用除外内容 ※和訳は参考です。英文が優先されます。	RoHSにおける 除外終了期限	JDIにおける 除外終了期限
	4(c)-II 155 W < P ≤ 405 W: 30mg 155Wを超え405W以下: 30mg	～2011年12月31日: 制限 無 上記以降: 30mg (延長審議中)	-
	4(c)-III P > 405 W: 40mg 405Wを超えるもの: 40mg	～2011年12月31日: 制限 無 上記以降: 40mg (延長審議中)	-
4(d)	Mercury in High-Pressure-Mercury (vapour) lamps (HPMV) 高圧水銀(蒸気)ランプ(HPMV)中の水銀	2015年4月13日	2014年4月13日 適用除外終了
4(e)	Mercury in metal halide lamps (MH) 金属ハロゲンランプ(MH)中の水銀	(延長審議中)	-
4(f)	Mercury in other discharge lamps for special purposes not specifically mentioned in this Annex この付属書で言及されていないその他の特殊用途の放電ランプに含まれる水	(延長審議中)	-
4(g)	Mercury in hand crafted luminous discharge tubes used for signs, decorative or architectural and specialist lighting and light-artwork, where the mercury content shall be limited as follows: (a) 20 mg per electrode pair + 0.3 mg per tube length in cm, but not more than 80 mg, for outdoor applications and indoor applications exposed to temperatures below 20 ° C; (b) 15 mg per electrode pair + 0.24 mg per tube length in cm, but not more than 80 mg, for all other indoor applications. 装飾的あるいは建築上の専門的な照明設備やライトアートのネオンサイン用の手作業で製作される発光放電管中の水銀。水銀含有量は、以下の通りに制限される: (a) 20°C以下の温度で感光する屋外または屋内アプリケーション用として電極対あたり20mg、チューブ長1cmあたり0.3mg(ただし80mg以下のこと) (b) 他の全ての屋内アプリケーション用として電極対あたり15mg、チューブ長1cmあたり0.24mg(ただし80mg以下のこと)	2018年12月31日	2017年12月31日
5(a)	Lead in glass of cathode ray tubes 冷陰極管(ブラウン管)のガラス中の鉛	2016年7月21日	2016年7月21日 適用除外終了
5(b)	Lead in glass of fluorescent tubes not exceeding 0.2 % by weight 蛍光灯のガラス中の0.2重量%を超えない鉛	(延長審議中)	-
6(a)	Lead as an alloying element in steel for machining purposes and in galvanised steel containing up to 0.35 % lead by weight 機械加工用の鉄合金、亜鉛メッキ鋼に含まれる0.35重量%までの鉛	(延長審議中)	-
6(b)	Lead as an alloying element in aluminium containing up to 0.4 % lead by weight アルミニウム合金中の0.4重量%までの鉛	(延長審議中)	-
6(c)	Copper alloy containing up to 4 % lead by weight 4重量%までの鉛を含む銅合金	(延長審議中)	-
7(a)	Lead in high melting temperature type solders (i.e. lead-based alloys containing 85 % by weight or more lead) 高融点ハンダ中の鉛(85重量%以上の鉛ベースの合金)	(延長審議中)	-
7(b)	Lead in solders for servers, storage and storage array systems, network infrastructure equipment for switching, signalling, transmission, and network management for telecommunications サーバー、記憶装置、記憶装置アレイシステム、信号切替・送受信・伝送及び電気通信ネットワーク用のネットワーク基盤設備に使用されるハンダ中の鉛	2016年7月21日	2016年7月21日 適用除外終了
7(c)-I	Electrical and electronic components containing lead in a glass or ceramic other than dielectric ceramic in capacitors, e.g. piezoelectric devices, or in a glass or ceramic matrix compound 電気電子部品(コンデンサ中の誘電体を除く)のガラス、セラミック中の鉛(たとえばピエゾエレクトリックデバイス、ガラス、セラミックマトリックス化合物)	(延長審議中)	-
7(c)-II	Lead in dielectric ceramic in capacitors for a rated voltage of 125 V AC or 250 V DC or higher AC125V、DC250V以上のコンデンサのセラミック中の鉛	(延長審議中)	-
7(c)-III	Lead in dielectric ceramic in capacitors for a rated voltage of less than 125 V AC or 250 V DC AC125V、DC250V未満のコンデンサのセラミック中の鉛	2013年1月1日迄、それ以降は上記までに上市された製品の補修部品に限定	適用除外終了
7(c)-IV	Lead in PZT based dielectric ceramic materials for capacitors which are part of integrated circuits or discrete semiconductors 集積回路またはディスクリート半導体の一部であるコンデンサ用のPZT(チタン酸ジルコン酸鉛)誘電体セラミック材料に含まれる鉛	(延長審議中)	-
8(a)	Cadmium and its compounds in one shot pellet type thermal cut-offs ワンショットペレットタイプ熱ヒューズに含まれるカドミウム及びその化合物	2012年1月1日迄、それ以降は上記までに上市された製品の補修部品に限定	適用除外終了
8(b)	Cadmium and its compounds in electrical contacts 電気接点に含まれるカドミウム及びその化合物	(延長審議中)	-
9	Hexavalent chromium as an anticorrosion agent of the carbon steel cooling system in absorption refrigerators up to 0.75 % by weight in the cooling solution 吸収型冷蔵庫の炭素鋼冷却システムの防食剤としての冷却材中に含まれる0.75重量%以下の六価クロム	2016年7月21日	2016年7月21日 適用除外終了
9(b)	Lead in bearing shells and bushes for refrigerant-containing compressors for heating, ventilation, air conditioning and refrigeration (HVACR) applications 暖房、換気、空調、冷却機器(HVACR)のコンプレッサーに含まれる冷媒用ベアリングシェル及びブッシュに含まれる鉛	(延長審議中)	-
11(a)	Lead used in C-press compliant pin connector systems Cプレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに使用する鉛	2010年9月24日迄、それ以降は上記までに上市された製品の補修部品に限	適用除外終了
11(b)	Lead used in other than C-press compliant pin connector systems Cプレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステム以外に使用する鉛	2013年1月1日迄、それ以降は上記までに上市された製品の補修部品に限定	適用除外終了
12	Lead as a coating material for the thermal conduction module C-ring 熱電モジュールのCリングのコーティング材として使用される鉛	2010年9月24日迄、それ以降は上記までに上市された製品の補修部品に限	適用除外終了
13(a)	Lead in white glasses used for optical applications 光学用途の白色ガラス中の鉛	(延長審議中)	-
13(b)	Cadmium and lead in filter glasses and glasses used for reflectance standards フィルターガラス及び反射率標準のガラスに使用されるカドミウムと鉛	(延長審議中)	-

## 【欧州RoHS指令の適用除外用途】

適用除外コード ※和訳は参考です。英文が優先されます。	適用除外内容 ※和訳は参考です。英文が優先されます。	RoHSにおける 除外終了期限	JDIにおける 除外終了期限
14	Lead in solders consisting of more than two elements for the connection between the pins and the package of microprocessors with a lead content of more than 80 % and less than 85 % by weight マイクロプロセッサのピンとパッケージ間の接続に用いられる、2種以上の成分から構成され、鉛の含有率80%以上85%未満のハンダ中の鉛	2011年1月1日迄、それ以降は上記までに上市された製品の補修部品に限定	適用除外終了
15	Lead in solders to complete a viable electrical connection between semiconductor die and carrier within integrated circuit flip chip packages ICフリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の電気接続用のハンダ	(延長審議中)	—
16	Lead in linear incandescent lamps with silicate coated tubes シリカコートされた直管白熱電球に含まれる鉛	2013年9月1日	2013年4月1日 適用除外終了
17	Lead halide as radiant agent in high intensity discharge (HID) lamps used for professional reprography applications 業務用電子複写機に使用される高輝度放電(HID)ランプに発光物質として使用されるハロゲン化鉛	2016年7月21日	2016年7月21日 適用除外終了
18(a)	Lead as activator in the fluorescent powder (1 % lead by weight or less) of discharge lamps when used as speciality lamps for diazoprinting reprography, lithography, insect traps, photochemical and curing processes containing phosphors such as SMS ((Sr,Ba)2 MgSi2 O7:Pb) SMS ((Sr,Ba)2 MgSi2 O7:Pb)などの蛍光体を含むジアゾ印刷電子複写、石版印刷、集虫器、光化学プロセスの専門ランプとして使われるとき、放電ランプの蛍光粉(1重量%以下の鉛を含む)の活性剤としての鉛	2011年1月1日	適用除外終了
18(b)	Lead as activator in the fluorescent powder (1 % lead by weight or less) of discharge lamps when used as sun tanning lamps containing phosphors such as BSP (BaSi2 O5:Pb) BSP (BaSi2 O5:Pb)などの蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光パウダー(1重量%以下の鉛を含む)の活性剤としての鉛	(延長審議中)	—
19	Lead with PbBiSn-Hg and PbInSn-Hg in specific compositions as main amalgam and with PbSn-Hg as auxiliary amalgam in very compact energy saving lamps (ESL) 超小型の省エネ灯(ESL)の中の主アマルガムとしての特定のPbBiSn-HgとPbInSn-Hg	2011年6月1日	適用除外終了
20	Lead oxide in glass used for bonding front and rear substrates of flat fluorescent lamps used for Liquid Crystal Displays (LCDs) 液晶ディスプレイに使用される平面蛍光管のフロント・リア基板の接合に使用されるガラス中の酸化鉛	2011年6月1日	適用除外終了
21	Lead and cadmium in printing inks for the application of enamels on glasses, such as borosilicate and soda lime glasses ホウケイ酸ガラス、ソーダライムガラスのエナメルに使用される印刷インク中の鉛及びカドミウム	(延長審議中)	—
23	Lead in finishes of fine pitch components other than connectors with a pitch of 0.65 mm and less ピッチが0.65mm以下のコネクタ以外のファインピッチ部品の仕上げ剤中の鉛	2010年9月24日迄、それ以降は上記までに上市された製品の補修部品に限	適用除外終了
24	Lead in solders for the soldering to machined through hole discoidal and planar array ceramic multilayer capacitors 機械的に貫通孔が作られた円板状と、平面上積層セラミックキャパシタレイを半田付けする半田中の鉛	(延長審議中)	—
25	Lead oxide in surface conduction electron emitter displays (SED) used in structural elements, notably in the seal frit and frit ring 表面伝導型電子放出素子ディスプレイ(SED)の構造部品に含まれる酸化鉛。特に、シールフリット、フリットリングに含まれる酸化鉛	2016年7月21日	2016年7月21日 適用除外終了
26	Lead oxide in the glass envelope of black light blue lamps ブラックライトブルー(BLB)灯のガラス管に含まれる酸化鉛	2011年6月1日	適用除外終了
27	Lead alloys as solder for transducers used in high-powered (designated to operate for several hours at acoustic power levels of 125 dB SPL and above) loudspeakers 高出力音響スピーカ(音の強さ125dB程度で数時間の稼働として設計された)の	2010年9月24日	適用除外終了
29	Lead bound in crystal glass as defined in Annex I (Categories 1, 2, 3 and 4) of Council Directive 69/493/EEC (1) 指令69/493/EECの付属書I(カテゴリー1、2、3と4)で定義されるクリスタルガラス中の鉛	(延長審議中)	—
30	Cadmium alloys as electrical/mechanical solder joints to electrical conductors located directly on the voice coil in transducers used in high-powered loudspeakers with sound pressure levels of 100 dB (A) and more 100dB以上の音圧レベルの高出力音響スピーカに使用される変換器内のボイスコイルに直接位置する電気接点への電気的/機械的のはんだ接合としてのカド	2016年7月21日	2016年7月21日 適用除外終了
31	Lead in soldering materials in mercury free flat fluorescent lamps (which, e.g. are used for liquid crystal displays, design or industrial lighting) 水銀を使用しない平面蛍光灯(たとえば、液晶ディスプレイまたは産業用照明に使用される)のハンダ中の鉛	2016年7月21日	2016年7月21日 適用除外終了
32	Lead oxide in seal frit used for making window assemblies for Argon and Krypton laser tubes アルゴンやクリプトンレーザーチューブのウィンドウアセンブリを作るために使用されるシールフリット中の酸化鉛	(延長審議中)	—
33	Lead in solders for the soldering of thin copper wires of 100 μm diameter and less in power transformers 変圧器中の直径100μm以下の細い銅線ハンダ付け用ハンダ中の鉛	2016年7月21日	2016年7月21日 適用除外終了
34	Lead in cermet-based trimmer potentiometer elements サーメット型トリマポテンシオメータ素子中の鉛	(延長審議中)	—
36	Mercury used as a cathode sputtering inhibitor in DC plasma displays with a content up to 30 mg per display DCプラズマディスプレイのカソードスパッタリング抑制剤として使用される1ディスプレイあたり30mgまでの水銀	2010年7月1日	適用除外終了
37	Lead in the plating layer of high voltage diodes on the basis of a zinc borate glass body 亜鉛ホウ酸ガラスをベースとした高電圧ダイオードの表面被覆層の鉛	(延長審議中)	—
38	Cadmium and cadmium oxide in thick film pastes used on aluminium bonded beryllium oxide アルミニウム結合ベリリウム酸化物に使用される厚膜ペーストに含まれるカドミウム及び酸化カドミウム	2016年7月21日	2016年7月21日 適用除外終了

## 【欧州RoHS指令の適用除外用途】

適用除外コード ※和訳は参考です。英文が優先されます。	適用除外内容 ※和訳は参考です。英文が優先されます。	RoHSにおける 除外終了期限	JDIIにおける 除外終了期限
39	Cadmium in colour converting II-VI LEDs (< 10 $\mu\text{g Cd per mm}^2$ of light-emitting area) for use in solid state illumination or display systems 固体照明またはディスプレイシステムに使用される色変換II-VI族LED(発光領域あたりカドミウム量が10 $\mu\text{g/mm}^2$ 未満)中のカドミウム	2014年7月1日	2013年7月1日 適用除外終了
40	Cadmium in photoresistors for analogue optocouplers applied in professional audio equipment 業務用オーディオ機器に使用されるアナログオプトカプラ用のフォトレジスタに含まれるカドミウム	2013年12月31日	2013年4月1日 適用除外終了
41	Lead in solders and termination finishes of electrical and electronic components and finishes of printed circuit boards used in ignition modules and other electrical and electronic engine control systems, which for technical reasons must be mounted directly on or in the crankcase or cylinder of hand-held combustion engines (classes SH:1, SH:2, SH:3 of Directive 97/68/EC of the European Parliament and of the Council (1))  (1)Directive 97/68/EC of the European Parliament and of the Council of 16 December 1997 on the approximation of the laws of the Member States relating to measures against the emission of gaseous and particulate pollutants from internal combustion engines to be installed in non-road mobile machinery (OJ L 59, 27.2.1998, p. 1).  技術的な理由でハンドヘルド内燃機関(欧州議会・理事会指令97/68/ECのクラスSH:1、SH:2、SH:3)(1)のクランクケースまたはシリンダーに直接搭載されなければならない点火モジュールおよび他の電気・電子エンジンの制御装置で使われるはんだおよび電気・電子部品の末端仕上げとプリント配線基板の仕上げの鉛  (1)1997年12月16日の欧州議会・理事会指令97/68/ECの道路通行用でない移動体機器に搭載される内燃機関からのガス状および粒子の汚染物質放出に対する法案に関する加盟国の類似法(1998年2月27日のOJ L59, p.1)	2018年12月31日	2017年12月31日

※本表は参考掲載であり、如何なる場合においても欧州RoHS指令により規定される最新の内容が優先されます。

※本表は2016年9月時点の当社にて把握している情報を基に作成しています。

# 改定履歴

Ver	内容	改定日
1.00	新規制定	2013年4月1日
2.00	<p><b>【禁止物質の新規追加】</b>            カスタマー要求や法令改正等に伴い以下禁止物質を新規追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No10 中鎖型塩素化パラフィン(MCCP)</li> <li>・No12 フタル酸ジベンチル(DPP)</li> <li>・No24 ヘキサプロモシクロドデカン(HBCDD)</li> <li>・No27 ペンタクロロフェノール(PCPs)</li> <li>・No28 N-フェニルベンゼンジアミンとスチレン、 2,4,4-トリメチルペンテンの反応物(BNST)</li> <li>・No29 フェノール-N-メチル類 o-クレゾール p-クレゾール m-クレゾール クレゾール</li> <li>・No39 ノニルフェノール(NP)と ノニルフェノールエトキシレート(NPE)</li> </ul> <p><b>【管理物質の新規追加】</b>            カスタマー要求や法令改正等に伴い以下管理物質を新規追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No3 置換ジフェニルアミン類</li> <li>・No4 2-(2-アミノエチルアミノ)エタノール</li> <li>・No5 過塩素酸塩</li> </ul> <p><b>【禁止物質の削除】</b>            以下禁止物質を削除した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No32 赤リン</li> </ul> <p><b>【禁止物質の規制値に関する変更】</b>            カスタマー要求や法令改正等に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No1 鉛及び鉛化合物 皮膚接触用途の規制値「75ppm」から「90ppm」に変更し、 規制値は欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に 基づく溶出値であることを追記</li> <li>・No5 ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)、No6 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類) 不純物の含有規制値「900ppm」から「500ppm」に変更</li> <li>・No7 ポリ塩化ナフタレン(PCN類)、ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)、ポリ塩化ターフェニル類(PCT類) 不純物の含有規制値として「50ppm」を設定</li> <li>・No9 ジブチルスズ化合物(DBT)、ジオクチルスズ化合物(DOT) 適用除外用途を削除し、禁止対象用途を「全て」に変更</li> <li>・No11 アゾ色素及びアゾ染料 EU REACH 付属書17で指定される特定のアミンが発生するアゾ化合物と アミンそのものを禁止対象とすることを追記</li> <li>・No12 フタル酸エステル類 規制値を「意図的添加禁止」に変更し、不純物、残渣による含有規制値を物質毎に設定</li> <li>・No14 ニッケル及びその化合物 皮膚接触用途の規制値「0.5 μg/cm<sup>2</sup>/week」を「意図的添加禁止」に変更し、 皮膚接触用途の部材への不純物含有の規制値として「0.28 μg/cm<sup>2</sup>/week」を設定</li> <li>・No16 PFOSおよびその塩 コーティング材料を対象に規制値「1ug/m<sup>2</sup>」を設定し、 不純物、残渣の含有規制値として「10ppm」を設定</li> <li>・No20 バリウム、No21 クロム、No22 セレン 規制値は欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に 基づく溶出値であることを追記</li> <li>・No23 多環芳香族炭化水素類(PAHs) 対象用途を「玩具製品の皮膚接触用途」から「皮膚接触用途」に変更 以下物質について規制値を各1ppmに変更 ベンゾ[e]ピレン、ベンゾ[a]アントラセン、クリセン、ベンゾ[b]フルオランテン ベンゾ[j]フルオランテン、ベンゾ[k]フルオランテン、ジベンゾ[a,h]アントラセン</li> <li>・No26 ホルムアルデヒド 規制値「0.1mL/m<sup>3</sup>」を「0.1mL/m<sup>3</sup>(ppm)」に変更し、 規制値はチャンバー法 EN 717-1:2004での放出濃度であることを追記</li> <li>・No30 ハロゲン(塩素・臭素)系化合物 カラーフィルタの色材は適用除外として設定</li> <li>・No32 アンチモン及びアンチモン化合物 皮膚接触用途の規制値「25ppm」から「60ppm」に変更し、 規制値は欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に 基づく溶出値であることを追記</li> <li>・No33 ヒ素及びヒ素化合物 金属材料中の規制値を「1000ppm」から「100ppm」に変更 皮膚接触用途の規制値「50ppm」から「25ppm」に変更し、 規制値は欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に 基づく溶出値であることを追記</li> <li>・No37 パーフルオロオクタン酸(PFOA) コーティング材料を対象に規制値「1ug/m<sup>2</sup>」を設定</li> </ul>	2014年4月1日

	<p>残渣の含有規制値として「10ppm」を設定</p> <p><b>【その他の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な参照法令について以下のとおり変更した。 No1～6 EU RoHSの主な参照法令を「EU RoHS 指令(2011/65/EC)」に変更した。 No16 PFOSおよびその塩の主な参照法令を「EU REACH 付属書17(制限物質)」及び「EU指令(2006/122/EC)」に変更した。 No26 ホルムアルデヒドの主な参照法令を「ドイツ・化学品禁止規則(ChemVerbotsV)」及び「デンマーク・指令No.289」に変更した。</li> <li>・新規禁止物質の追加等に伴い以下物質のNoを変更した。 No24⇒No7 ポリ塩化ナフタレン(PCN類) No31⇒No26 ホルムアルデヒド No26⇒No30 ハロゲン(塩素・臭素)系化合物 No27⇒No31 ポリ塩化ビニル(PVC)及びその化合物 No28⇒No32 アンチモン及びアンチモン化合物 No29⇒No33 ヒ素及びヒ素化合物 No30⇒No34 ベリリウム及びベリリウム化合物 No33⇒No35 ビスフェノールA No34⇒No36 天然ゴム No35⇒No37 パーフルオロオクタン酸(PFOA) No36⇒No38 4-イソプロピルアミノジフェニルアミン</li> </ul> <p><b>【欧州RoHS指令の適用除外用途の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除外コード16、39、40を適用除外終了に変更した。 その他一部の誤記について修正した。</li> </ul>	
3.00	<p><b>【禁止物質の新規追加】</b> カスタマー要求や法令改正等に伴い以下禁止物質を新規追加した。 ・No24 エンドスルフアン又はベンゾエピン ・No40 EU REACH付属書XIV ・No41 EU REACH付属書XVII</p> <p><b>【禁止物質の規制値に関する変更】</b> カスタマー要求や法令改正等に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。 ・No11 アゾ色素及びアゾ染料 繊維・皮革製品用途の規制値「30ppm」から「20ppm」に変更 ・No13 ベンゼン 玩具製品用途の規制値「5ppm」から「意図的添加禁止」に変更 ・No33 ヒ素及びヒ素化合物 「金属材料100ppm、皮膚接触用途25ppm、上記以外50ppm」から「意図的添加禁止」に変更し、不純物の含有規制値について備考に記載した。</p> <p><b>【その他の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No16 PFOSおよびその塩 No37 パーフルオロオクタン酸(PFOA)の参照法令を変更した。 一部の物質について対象となるCAS Noを追記した。</li> </ul> <p><b>【欧州RoHS指令の適用除外用途の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除外コード4(d)を適用除外終了に変更した。 ・除外コード1(g)、4(g)、41を追加した。</li> </ul>	2015年4月1日
4.00	<p><b>【禁止物質の新規追加】</b> カスタマー要求に伴い以下禁止物質を新規追加した。 ・No40 リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)</p> <p><b>【管理物質から禁止物質に変更】</b> カスタマー要求に伴い以下管理物質を禁止物質に変更した。 ・No41 過塩素酸塩</p> <p><b>【禁止物質の規制値に関する変更】</b> カスタマー要求に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。 ・No12 フタル酸エステル類 不純物、残渣の規制値を17種類の合計100ppmに変更 ・No27 ペンタクロロフェノール(PCPs) 規制値「5ppm」から「意図的添加禁止」に変更</p> <p><b>【その他の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な参照法令について以下のとおり変更した。 No12 フタル酸エステル類に「EU RoHS 指令(2011/65/EC)」を追記した。 No39 ノニルフェノール(NP)とノニルフェノールエトキシレート(NPE)に「EU REACH 付属書17(制限物質)」を追記した。</li> <li>・新規禁止物質の追加等に伴い以下物質のNoを変更した。 No40⇒No42 EU REACH付属書XIV No41⇒No43 EU REACH付属書XVII</li> <li>・EU REACH付属書XVIIの参照URLを変更した。</li> </ul> <p><b>【欧州RoHS指令の適用除外用途の変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除外コード2(b)(2)、7(c)-IVを適用除外終了に変更した。</li> </ul>	2016年4月1日

5.00	<p><b>【禁止物質の新規追加】</b>  カスタマー要求に伴い以下禁止物質を新規追加した。  ・No12 フタル酸エステル類に以下を追加  ⑩1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジC6-10 アルキルエステル(0.3%以上のフタル酸ジヘキシルを含む場合) 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル、ヘキシル、オクチル混合ジエステル(0.3%以上のフタル酸ジヘキシルを含む場合)  ・No23 多環芳香族炭化水素類(PAHs) に以下を9種を追加  ベンゾ[r,s,t]ペンタフェン、ジベンゾ[a,h]アクリジン、ジベンツ(a,j)アクリジン、ジベンゾ[a,e]フルオランテン、ジベンゾ[a,e]ピレン、ジベンゾ[a,h]ピレン、ジベンゾ[a,i]ピレン、7H-ジベンゾ[c,g]カルバゾール、5-メチルク</p> <p><b>【禁止物質の規制値に関する変更】</b>  カスタマー要求に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。  ・No7 PCN、PCB、PCT、その代用品  ポリ塩化ナフタレン(PCN類)の不純物の規制値を「50ppm」から「5ppm」に変更した。  ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)の不純物の規制値を「50ppm」から「成分分析による検出を禁止(0.1ppm以下)」に変更した。  ポリ塩化ナフタレン(PCN類)の不純物の規制値を「50ppm」から「5ppm」に変更した。  ・No11 アゾ色素及びアゾ染料  繊維・皮革製品用途の規制値「20ppm」から「30ppm」に変更した。  ・No23 多環芳香族炭化水素類(PAHs)  「18種合計で10ppmかつ8種は各1ppm」を「各1ppmかつ27種合計で10ppm」に変更した。  ・No24 化審法 第一種特定化学物質  特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールの不純物、残渣の規制値を5ppmとして追記した。  ・No26 ホルムアルデヒド  規制値を「0.1mL/m3 (ppm)」から「0.1mL/m3 (ppm)かつ300ppm」に変更、かつ規制値に関する補足説明を変更した。  ・No40 過塩素酸塩  規制値を「1000ppm」から「0.1ppm」に変更した。</p> <p><b>【管理物質の新規追加】</b>  カスタマー要求や法令改正等に伴い以下管理物質を新規追加した。  ・No5 Proposition 65 list of chemicals  ・No6 Washington State's List of Chemicals of High Concern to Children (CHCC)  ・No7 1-プロモプロパン</p> <p><b>【その他の変更】</b>  ・禁止物質のNo27のペンタクロロフェノール(PCPs)をNo24の化審法 第一種特定化学物質へ記載変更し、物質名を「ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル」に変更した。  これに伴い、禁止物質のNo28～43の番号をNo27～42に繰り上げ変更した。  ・参照URL等の追記や誤記等を修正</p> <p><b>【欧州RoHS指令の適用除外用途の変更】</b>  ・以下の除外コードの除外終了期限に「(延長審議中)」の文言を追記した。  1(a)、1(b)、1(c)、1(d)、1(e)、1(f)、2(a)(1)、2(a)(2)、2(a)(3)、2(a)(4)、2(a)(5)、2(b)(3)、2(b)(4)、3(a)、3(b)、3(c)、4(a)、4(b)-I、4(b)-II、4(b)-III、4(c)-I、4(c)-II、4(c)-III、4(e)、4(f)、5(b)、6(a)、6(b)、6(c)、7(a)、7(c)-I、7(c)-II、7(c)-IV、8(b)、9(b)、13(a)、13(b)、15、18(b)、21、24、29、32、34、37  ・以下の除外コードを適用除外終了に変更した。  1(g)、5(a)、7(b)、9、17、25、30、31、33、38</p>	2017年4月1日
6.00	<p><b>【禁止物質の新規追加】</b>  法規制に伴い以下禁止物質を新規追加した。  ・No24 化審法 第一種特定化学物質  デカブロモジフェニルエーテルと短鎖塩素化パラフィンを追加</p> <p><b>【禁止物質の規制値に関する変更】</b>  法規制に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。  ・No36 パーフルオロオクタタン酸(PFOA)  備考にEU REACH 付属書17(制限物質)で制限される規制値について追記  ・No41 EU REACH付属書XIV  規制値を適切な表現に修正</p> <p><b>【管理物質の新規追加】</b>  カスタマー要求や法令改正等に伴い以下管理物質を新規追加した。  ・No8 リン系難燃剤  ・No9 赤リン</p> <p><b>【その他の変更】</b>  ・参照URLや誤記等を修正</p>	2018年4月1日
7.00	<p><b>【禁止物質の新規追加】</b>  カスタマー要求に伴い以下禁止物質を新規追加した。  ・No12 フタル酸エステル類に以下を追加  19) フタル酸ジウンデシル(DuDP)  20) フタル酸ジシクロヘキシル(DCHP)  21) フタル酸ジイソデシル(DiHP)</p>	2019年4月1日

**【禁止物質の規制値に関する変更】**

カスタマー要求に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。

- ・No24 化審法 第一種特定化学物質  
ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)の備考に「不純物、残渣は100ppmを超える含有を禁止」を追記

**【管理物質の新規追加】**

カスタマー要求や法令改正等に伴い以下管理物質を新規追加した。

- ・No10 ビスフェノールF、ビスフェノールS
- ・No11 揮発性有機化合物(VOC)
- ・No12 コバルト及びコバルト化合物
- ・No13 内分泌かく乱化学物質(EDC)
- ・No14 IEC62474物質
- ・No15 リン化インジウム
- ・No16 ペルフルオロアルキル物質とポリフルオロアルキル物質(PFAS)

**【その他の変更】**

・禁止物質のNo27 N-フェニルベンゼンジアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンテンの反応物(BNST)の参照法令を「Canadian Environmental Protection Act, 1999」から「ジャパンディスプレイ自主規制」に変更した。

- ・参照URLや誤記等を修正